後期高齢者医療制度

〇後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や、一定の障害があり、 申請により認定を受けた65歳以上の方を対象とした公的保険制度です。 生活保護を受けている人など以外は、必ず加入しなければなりません。 加入していないと、かかった医療費の全額を支払うことになります。



(後期高齢者医療制度に加入すると)

- (1) 医者にかかったとき、自己負担が 10%、20%または 30%になります。(保険適用の医療行為以外は自費で支払います)。
- (2) 加入者が死亡したとき、葬祭費の支給があります。その他、いろいろな給付があります。

(加入するには)

住民登録をしていて、入管法により決定した在留期間が3ヶ月を超える人が加入できます。在留期間が3ヶ月以下の人でも、入国目的などを考慮して、3ヶ月を超えて在留すると認められる人は加入できます。 ただし、「特定活動」の在留資格で入国・在留する人のうち、医療を受ける活動などを目的とする場合は、 後期高齢者医療制度の適用はありません。

- (1) 住民登録手続きと同時に、市役所の高齢者医療保険課または各支所・市民サービスセンター・アクタ西宮ステーション(土日祝を除く)で手続きをします。
- (2) 必要なもの

負担区分証明書(兵庫県外から転入してきた人で、前住所で後期高齢者医療制度に加入していた人) 在留期間が3ヶ月以下の人は、今後3ヶ月を超えて滞在することを証明できるもの(在職証明書、研修計画書など)

直前の健康保険が職場の健康保険だった場合は、健康保険の資格喪失証明書 パスポート(「特定活動」の在留資格で入国・在留する人)

(後期高齢者医療被保険者証)

加入すると、1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が発行されます。 診療にかかるときは必ず持参し、病院、医院の窓口に提示しましょう。

〇保険料について

後期高齢者医療制度への加入の際には住民となった月(入国した月ではありません)または75歳になった月からの保険料が課せられます。

年間保険料は、後期高齢者医療制度に加入している人の所得及び世帯の状況により個人ごとに算定されます。

入国 1 年目は、前年に日本での所得がないため、最低限の保険料が課せられますが、2 年目からは、所得に 応じて課せられます。

年間保険料の支払いは、原則7月から翌年3月までの9回払いです。年度途中で加入した場合は、加入翌月から翌年3月までの支払いとなります。

高齢者医療保険課から納付書が送られてくるので、指定日までに銀行や郵便局などで支払います。手続きを すれば、口座からの自動振替もできます。

災害、失業、倒産などで保険料を納めることにお困りの場合は、減免できる場合があります。 保険料の納付が困難な場合は、早急にご相談ください。

〇届け出が必要なとき

次のような場合は、14日以内に市役所に届け出をしてください。

- (1) 住所変更(西宮市内で引っ越した場合)、世帯主がかわったとき
- (2) 転入

西宮市へ転入した場合は、市役所または各支所等で住民登録の手続き後、引き続いて後期高齢者医療制度の加入手続きを行ってください。

(住民登録については、西宮市役所市民課または各支所等へお問い合わせください。)

(3) 転出

西宮市から転出される(出国される場合も含む)場合は、転出日の前日までに(引越ししてから 14 日以内でも可)届出をし、転出証明書の交付を受けてください。

転出の届出と同時に、高齢者医療保険課または各支所・市民サービスセンター・アクタ西宮ステーション(土日祝を除く)で後期高齢者医療制度の脱退手続きをします。後期高齢者医療被保険者証を持参してください。

引越ししてから 14 日以内に、転出証明書と在留カード等(有効とみなされる外国人登録証明書を含む) を持参して、新しい住所地の市区町村の役所で転入の届出をしてください。

(4) 死亡したとき

後期高齢者医療被保険者証を返却してください。

(5) 保険証をなくしたり、汚したりしたときなど

それぞれ、届出に必要な書類が異なるので、注意しましょう。

※ いずれの手続きも、取扱いは平日のみです。

〇後期高齢者医療制度に加入できない人

- (1) 住民登録をしていない人
- (2) 在留資格のない人
- (3) 短期滞在の人
- (4) 生活保護を受けている人など

問い合わせ先 加入について 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192 給付について 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3154 保険料の支払いについて 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3110

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。